# 令和7年度 磐田市ふるさと寄附金「返礼品」提案募集要領

#### 1 目的

本市の産業振興とふるさと寄附金の推進を図るために、本市への寄附者に対して贈呈する返礼品の提案募集を行う。

### 2 提案を募集する返礼品

- ① 要件
  - (1) ふるさと磐田を懐かしんでいただけるものや本市のPRに繋がる要素を持ったものであること。また、市内での体験を促すものも可とする。
  - (2) 第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準(平成31年総務省告示第179号)第5条に定める返礼品基準に適合するものとする。この場合において、「返礼品基準に適合するもの」とあるのは、次に掲げるもののいずれかに該当するものとする。
    - ア 市内で、返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの
    - イ 市内で、返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行っているもの
    - ウ 本市の広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの
    - エ 市内限定で提供されるサービス
    - オ 上記アからエに該当するものと関連性のあるものとを組み合わせて提供される もの(ただし、上記アからエに該当するものが主要な部分を占めるものに限る。)
  - (3) 返礼品は、受注後速やかに郵送、宅配便等で発送できるものとする。なお、飲食物については、集荷日+3日の賞味期限が保証されるものとする。

### ② 提案金額

製品原価+梱包資材費(+梱包作業費)を税抜で提案するものとする。

### 3 提案事業者の要件

以下の要件をすべて満たす事業者であること。ただし、本市に関係する返礼品を取扱う事業者で、市長が認めた場合はこの限りではない。

- ① 市税の滞納がないこと。
- ② 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ③ 返礼品等の受発注及び納品管理等のため、本市で指定する管理システムを使用し、 返礼品発送作業等を滞りなく行えること。

### 4 申込方法

「磐田市ふるさと寄附金「返礼品」提案申込書」サイトより必要事項を入力する。 申込みは通年とする。

#### 5 選考

上記に照らし合わせた上で、本市への寄附金に対する返礼品として適当と認められるか総合的に判断し、選考する。

### 6 費用負担について

- ①返礼品代及び送料は、原則として本市が負担する。
- ②寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にか かる費用は、原則として取扱事業者が負担する。
- ③寄附者不在により、商品の再配送に係る費用は、原則として取扱事業者が負担する。
- ④代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。
- ⑤委託先事業者から取扱事業者への返礼品代の支払いにかかる振込手数料は取扱事業 者が負担する。

## 7 発送及び納品

- ① 返礼品は、生産量、収穫時期の制限により、通年納品できない場合には、予め提案 時に提供可能期間、提供量を明示すること。
- ② 返礼品の発送は原則委託先事業者が用意した配送業者が行うが、発送日の調整など 寄附者と連絡を取る必要が生じる場合の対応は原則事業者が行うこと。

### 8 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに本市(産業政策課)及び委託先事業者まで 届け出なければならない。

- ① 返礼品の発送に遅延が生じたとき
- ② 返礼品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき
- ③ 返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- ④ その他提案申込書の記載事項に変更が生じたとき

#### 9 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。また状況に応じて事実確認のため、実地調査等を行うことがある。

- ① 提案内容に虚偽があったとき
- ② 返礼品及び提案事業者が、磐田市ふるさと寄附金「返礼品」提案募集要領に定める 要件を満たさなくなったとき
- ③ その他本市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき
- ④ 諸事情により、本市が返礼品の取扱いを中止すると判断したとき

### 10 インターネットサイト等への掲載

本市のホームページ及びパンフレット等に、返礼品名、返礼品PRコメント、返礼品の画像、提供企業名等を掲載する。

### 11 留意事項

- ① 個人情報の取扱いについては、磐田市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。
- ② 返礼品に対する寄附額は、本市が決定する。
- ③ 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することができる。

### 12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 問合せ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

磐田市役所経済産業部産業政策課

電話:0538-37-4781 FAX:0538-37-5013

Mail: furusato@city.iwata.lg.jp